

# 第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の目的と位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象範囲
- 5 計画の推進主体

# 1 計画策定の背景

環境問題は、地球温暖化をはじめ、大気・水・土壌汚染や廃棄物の問題、生物多様性の保全等、身近なものから地球規模に至るものまで、様々なレベルで顕在化しています。

いずれも、私たちの暮らしに係る課題であり、一人一人が環境にやさしいライフスタイルへの転換を進め、協力して環境への負荷の少ない持続可能な社会を築いていくことが、これまで以上に必要とされています。

本市では、平成 14（2002）年 3 月に『豊かな自然環境と共生するまちづくり』を実現するため「坂戸市環境基本条例」を制定し、基本理念並びに市民、事業者、市の責務を明らかにしています。また、本条例に基づき、『みんなでつくる水と緑の住みよい環境のまち さかど』を目指すべき環境像とした「坂戸市環境基本計画」を策定し、環境の保全に関する様々な施策を推進してきました。平成 25（2013）年 3 月に策定した「第 2 次坂戸市環境基本計画」（以下「前計画」という。）から 10 年が経過した近年では、地球環境をめぐる社会情勢が大きく変化し、特に、国内外において脱炭素社会の実現に向けた動きが加速しています。本市においても、令和 4（2022）年 9 月 22 日に 2050 年までの脱炭素社会の実現に全力で取り組み二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「坂戸市ゼロカーボンシティ宣言 [▶コラム](#)」を都市宣言として制定しました。

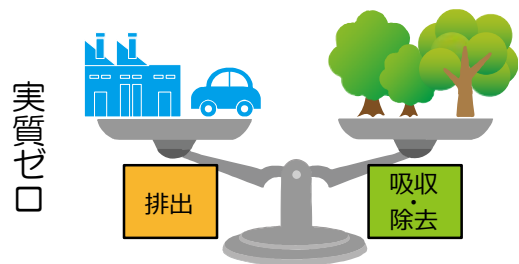
このような環境政策に関する動きや経済・社会状況の変化に対応するとともに、第 7 次坂戸市総合計画の策定に合わせ環境分野における施策を推進するため、令和 6（2024）年度を始期とする「第 3 次坂戸市環境基本計画」を策定したものです。

## コラム

### ゼロカーボンシティ宣言

日常生活や経済活動等からの二酸化炭素を含む温室効果ガス排出量と、森林等による温室効果ガス吸収量が、プラスマイナスゼロとなる状態をカーボンニュートラルといい、二酸化炭素排出量実質ゼロを実現したまちを「ゼロカーボンシティ」といいます。

昨今、こうした脱炭素社会に向けて、「2050 年に二酸化炭素排出量実質ゼロの実現」に取り組むことを表明する地方公共団体が増えています。本市についても、国際社会の一員として、恵み豊かな地球環境を取り戻し、持続可能な社会を実現するため、「坂戸市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しています。



## 坂戸市都市宣言



### 坂戸市ゼロカーボンシティ宣言

清らかな水辺、緑あふれる森林、そこに生息する多くの生物等の豊かな自然は、私たちの心を潤し、安らぎに満ちた暮らしを育んでいます。そして、これらの自然を、次世代に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの責務でもあります。

しかし、近年、地球温暖化の影響により、平均気温の上昇とともに、かつてない規模の異常気象が世界各地で頻発し、人類のみならず地球上の全ての生物の基盤である地球環境に深刻な影響を与えています。

私たちは、このような気候変動に対処するため、一人一人が強い危機意識を持ち、地球温暖化の原因である二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量の削減を確実に進めていかなければなりません。

坂戸市は、国際社会の一員として、地球温暖化対策の推進に関する法律の基本理念に基づき、2050年までの脱炭素社会の実現に全力で取り組むことを宣言します。

恵み豊かな地球環境を取り戻し、持続可能な社会を実現するため、市民、事業者等と一体となり、二酸化炭素排出量実質ゼロを目指します。

令和4年9月22日

坂戸市

## 2 計画の目的と位置付け

本計画は、坂戸市環境基本条例第7条に基づき策定するもので、同条例第3条の基本理念の実現に向け、環境に関する長期目標と施策の方向性を示すとともに、市民・事業者・市が環境の保全・創造に取り組むための指針を明示するものです。

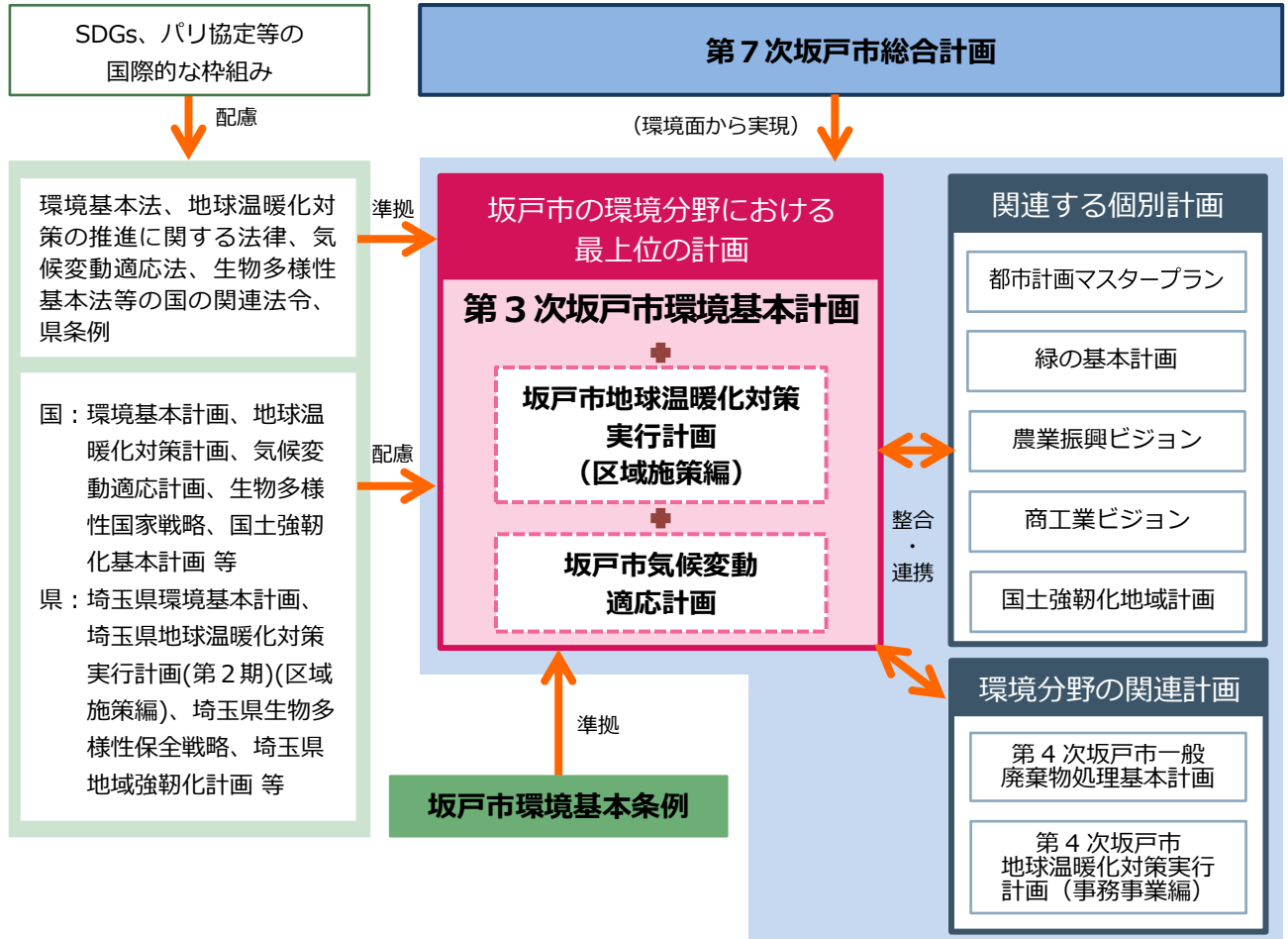
また、本計画は、市の最上位計画である「第7次坂戸市総合計画」に掲げる将来像を、環境面から実現するための環境行政の基礎となる計画であり、市の環境分野における最上位の計画として位置付けています。

さらに、本計画は、「坂戸市ゼロカーボンシティ」の実現に向け、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「坂戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び気候変動に対応するため、気候変動適応法第12条に基づく「坂戸市気候変動適応計画」を包含した計画とします。▶コラムP5

本計画の策定にあたっては、国や埼玉県的环境に関連する計画に配慮するとともに、市が策定する環境に関連する個別計画と整合・連携を図りました。

また、本計画の推進にあたっては、SDGsの達成に貢献し、環境・経済・社会をめぐる様々な課題の解決に資するよう取り組みます。

### 「第3次坂戸市環境基本計画」の位置付け



## コラム

## 「緩和策」と「適応策」

地球温暖化対策の取組には、温室効果ガス排出量の削減・吸収を促進する「緩和」と、温室効果ガス増加の影響で発生する気候変動の悪影響を軽減する「適応」の双方に取り組むことが必要とされています。

気候変動を抑えるためには、「緩和」となるゼロカーボンへの取組が重要である一方で、「緩和」の効果が現れるまでに長い時間がかかります。

最大限の排出削減努力を行っても、過去に排出された温室効果ガスの大気中への蓄積があり、ある程度の気候変動は避けられません。変化する気候のもとで悪影響を最小限に抑える「適応」が不可欠であり、「緩和」と「適応」の両輪で気候変動の課題に社会全体で取り組むことが求められています。このため、国においては、緩和策として地球温暖化対策の推進に関する法律を、また、適応策として気候変動適応法を制定しています。



資料：気候変動適応情報プラットフォーム  
(<https://adaptation-platform.nies.go.jp/>)

## 地球温暖化対策の推進に関する法律

気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受け、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律として、平成10（1998）年に制定されました。法律では、地球温暖化対策に関して国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、地球温暖化対策に関する基本方針を定めることにより対策の推進を図り、国民の健康で文化的な生活の確保、人類の福祉への貢献等を目的としています。

また、令和3（2021）年には、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させるとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組や企業の脱炭素経営の促進を図るため、2050年までの脱炭素社会の実現を明記した改正が行われています。

## 気候変動適応法

気候変動への適応策を法的に位置づけ、国、地方公共団体、事業者及び国民の役割を明確化し、被害の回避・軽減を図るため、平成30（2018）年に制定されました。

国では、この法律に基づき気候変動適応計画を策定し、自然生態系、農林水産業、自然災害、健康等各分野における情報の提供や効果的な対応策を推進することとしています。また、地域の実情に即し、地方公共団体においても気候変動適応計画の策定を努力義務として規定しています。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、「第7次坂戸市総合計画」の政策を反映するため、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年間とします。また、社会状況の変化等により必要が生じた場合及び中間年次となる令和10（2028）年度に見直しを行います。

また、「坂戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の中長期目標については、国の地球温暖化対策計画に則して、中期目標を令和12（2030）年度、長期目標を令和32（2050）年度とします。



### 4 計画の対象範囲

本計画は、市を取り巻く社会状況の変化、国や県の環境施策等を踏まえ、次に掲げる分野を対象範囲とします。

対象とする地域は坂戸市全域とし、広域的な取組が必要な事項については、国や県、他の地方公共団体等と協力しながら取り組むものとします。

#### 対象範囲となる5つの分野

##### 脱炭素社会

脱炭素社会とは、二酸化炭素排出量実質ゼロが実現した社会のことで、エネルギー消費や温室効果ガス削減に向けた地球温暖化対策が含まれます。【省エネルギー、再生可能エネルギー、脱炭素型まちづくり…等】

##### 循環型社会

循環型社会とは、天然資源の消費の抑制を図ったうえで、環境負荷の低減を図る社会のことで、ごみの発生回避、排出抑制、再使用、再資源化といった廃棄物対策が含まれます。【4R、食品ロス、ごみ処理…等】

##### 自然・みどり、 生物多様性

自然・みどり、生物多様性には、農地や里山等の地域に応じて形成された自然環境、公園等のまちなかのみどり、動植物の保全が含まれます。【みどりと水辺環境、生きもの、水循環…等】

##### 安全・安心

安全・安心には、日常生活環境に関する要素や、防災及び気候変動への適応が含まれます。【公害防止、まちの美化、身近な生活環境問題、気候変動対策…等】

##### 環境教育・学習、 情報発信

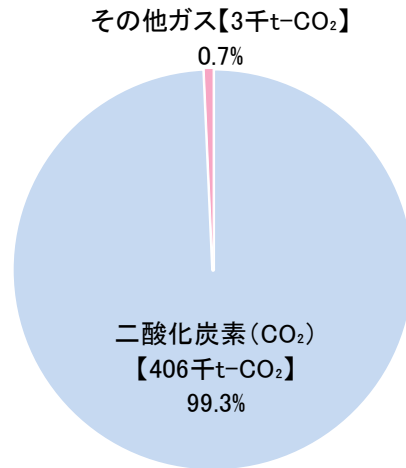
社会経済システムや生活様式との関わり等複雑化した環境問題を理解するための機会の創出やそのための情報発信が含まれます。【環境教育、環境活動、パートナーシップ、環境情報の発信…等】



「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、温室効果ガスの対象を7種類としていますが、本市では、排出される温室効果ガスのうち二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）が99%以上であることを踏まえ、本計画における対象は二酸化炭素とします。

また、対象となる部門は、国・県と同様に、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、一般廃棄物の5部門とします。

本市の温室効果ガス排出量【令和元（2019）年】



- ※ その他のガスの量については、二酸化炭素に換算した値とします。
- ※ その他のガスとは、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC<sub>s</sub>）、パーフルオロカーボン類（PFC<sub>s</sub>）、六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三フッ化窒素（NF<sub>3</sub>）をいいます。

地球温暖化対策の対象部門

対象ガス	対象部門	排出源
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	産業部門	製造業、農林水産業、建設業におけるエネルギー消費（電気、燃料の使用）に伴う排出
	業務その他部門	事務所・ビル、商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費（電気、燃料の使用）に伴う排出
	家庭部門	家庭におけるエネルギー消費（電気、燃料の使用）に伴う排出 自家用車からの排出は「運輸部門（自動車）」に計上
	運輸部門	自家用車、貨物車、二輪車等の自動車利用、鉄道運行におけるエネルギー消費（電気、燃料の使用）に伴う排出
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	一般廃棄物	家庭及び事業所からの可燃ごみに含まれるプラスチック類や合成繊維等の化石燃料由来のごみの焼却に伴う排出

## 5 計画の推進主体

坂戸市環境基本条例に基づいた市民、事業者、市におけるそれぞれの役割のもとに、自主的かつ積極的にその責務を果たし、協働して「豊かな自然環境と共生するまちづくり」を実現します。

### 各推進主体の役割

